

三原市中心市街地活性化事業費補助事業の概要について

目的

三原市においては、平成元年以降、市街地内や周辺での大型店舗の撤退・新設・増床が相次ぎ、加えて今般の社会経済情勢による消費の減少等により、中心市街地における販売額の減少し空き店舗が増加するなど、中心市街地の活力の低下が深刻な問題となっています。

このような状況のなか、商工団体等が中心市街地活性化を図ることを目的として実施する事業に対し、その経費の一部を市が補助することにより、中心市街地の活性化を推進することを目的としています。

補助の内容

○対象区域

次の区域内で実施される事業もしくは区域内にある商店等を対象とした事業が補助対象となります。

対象区域：館町、本町、城町、港町、円一町

※「対象区域」は、三原市中心市街地活性化基本計画（H27策定）の区域です。

○対象事業者

商工団体、商栄会、その他中心市街地における商業等の活性化に資する団体と認められる団体が対象事業者となります。

○対象事業

中心市街地の活性化を目的とした次の事業のうち、公益性、有効性、公平性等があると認められる事業が補助対象となります。

補助対象事業	補助対象事業の例示
イベント開催事業	朝市、街中ライトアップ、街中回遊性事業 等
情報発信事業	インターネット等を活用した商店街の情報発信 等
生活環境改善事業	街路灯の設置、清掃活動 等
人材育成事業	リーダー・担い手等の人材育成 等
研修会開催事業	講演会・研修会等の開催 等

○補助金の額

上記の事業実施に必要と認められる経費の3分の2以内で補助金を交付します。

ただし、1件の事業につき100万円を限度とします。

お問い合わせ

三原市 経済部 商工振興課

Tel:0848-67-6072 Fax:0848-64-4103

E-Mail : shoko@city.mihara.hiroshima.jp